

水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の名簿閲覧について

「水質汚濁防止法に基づく特定事業場等名簿」の閲覧に際しては、
必ず以下の注意事項を確認し同意の上でご利用ください。

なお、名簿を閲覧した時点で以下の注意事項に同意したものとみなします。

【注意事項】

- 1 本名簿は、各工場・事業場から届出された内容を基にして作成したものです。
- 2 本名簿の利用により生じた事故・損害等については、横浜市は一切責任を負いません。
- 3 本名簿の記載事項に関する質問については、電話等での回答は出来かねますので、直接窓口までお越しください。
- 4 本名簿は、有害物質欄で使用『有』とされている（いない）場合であっても、「土壤汚染対策法の特定有害物質の使用等がある（ない）こと」を証明するものではありません。したがって、本名簿をもとに「特定有害物質の使用等」の履歴を調査される際は、あくまでも参考情報としてお取扱いください。
- 5 土壤汚染対策等に関する詳しいご案内は、水・土壤環境課土壤対策担当にお問い合わせください（TEL. 045-671-2494）。

【凡例】

基準日	当該年月日時点で設置されている特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の名簿です。全ての特定施設が廃止された場合（事業場の廃止ではありません）、名簿から削除されています。
事業場名、排出水量	各事業場から届出された内容に基づいています。
所在地	届出に基づく住所表記です。（地番ではありません）
主たる特定施設	特定施設番号にて記載しています。 「特定施設」とは、「人の健康及び生活環境に対して被害を及ぼす恐れのある物質を含んだ汚水を排出する施設」として、水質汚濁防止法第2条第2項で規定する施設です。 ※特定施設の一覧（ 水質汚濁防止法届出の手引き p.19-24 を参照）
排出先	排水を排出する公共用水域（河川または海域）です。全量（雨水を含む）を下水道に排出する場合、「合流区域」と記載しています。
有害物質使用特定施設等	各事業場から届出・報告された内容に基づいており、水質汚濁防止法の有害物質について「有」と「」（空欄）で標記しています。土壤汚染対策法の特定有害物質と一致するものではありません。 本欄は各事業場の当該年月日時点での最新の届出内容に基づいており、それ以前の届出内容は反映されていません。

「名簿上の記載事項」と「特定有害物質の使用等の実状」が異なる例

- 有害物質有無欄で使用「有」としている物質が土壤汚染対策法の特定有害物質ではない場合
- 特定施設において特定有害物質の使用等がないが、特定施設以外に事業所敷地内で特定有害物質の使用等がある場合
- 過去に特定有害物質の使用等があったが、現在は使用等の廃止が届出られている場合
- 給油施設で不純物としてベンゼン等を微量含むガソリンの貯蔵等がされている場合・・・など

<p style="text-align: center;">水質汚濁防止法の有害物質</p> <p style="text-align: center;">(本名簿の有害物質有無欄の対象となる物質)</p>	<p style="text-align: center;">(土壤汚染対策法の) 特定有害物質</p> <p style="text-align: center;">(使用等がある場合に、法令上の土壤調査等の義務が生じる可能性がある物質)</p>
カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物
シアン化合物	シアン化合物
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNに限る。)	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNに限る。)
鉛及びその化合物	鉛及びその化合物
六価クロム化合物	六価クロム化合物
砒素及びその化合物	砒素及びその化合物
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン
ジクロロメタン	ジクロロメタン
四塩化炭素	四塩化炭素
1, 2-ジクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン
1, 1-ジクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 1-トリクロロエタン
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン
1, 3-ジクロロプロペン	1, 3-ジクロロプロペン
チウラム	チウラム
シマジン	シマジン
チオベンカルブ	チオベンカルブ
ベンゼン	ベンゼン
セレン及びその化合物	セレン及びその化合物
ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物
ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
塩化ビニルモノマー	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)
1, 2-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	} 土壤汚染対策法の規制対象外
1, 4-ジオキサン	

水質汚濁防止法と下水道法の対象区域について

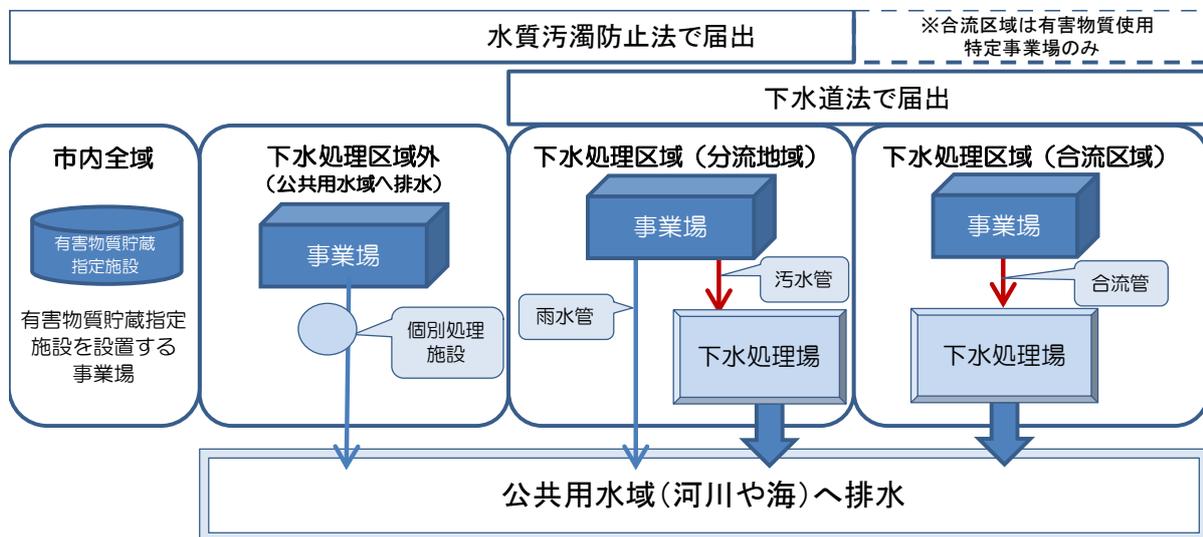
この名簿は、水質汚濁防止法に基づき、届出をされている事業場の名簿です。下水道法、横浜市下水道条例の事業場台帳はコチラ

(URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyawetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todokede/16.html>)

をご確認ください。

水質汚濁防止法と下水道法の対象区域については、つぎの図のとおりです。

図 水質汚濁防止法と下水道法の対象区域のイメージ



水質汚濁防止法と下水道法は、同じ事業場でも別の届出が必要となります。そのため、両法の届出の提出が必要な事業場については、過去の届出状況や法令改正の経緯の違い等により、名簿上の情報が異なるものもあります。

名簿作成においては細心の注意を払っていますが、上記事情等により両名簿に相違があることもありますので、ご了承ください。